

平成23年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月8日(一般質問)

平成23年 第3回 定例会 会議録

日時 平成23年9月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	村瀬 治邦
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	芳野 忠
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	鮎川 高敏	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	岡 節子
代表監査委員	福原 和男		

出席した議会事務局職員

局長 清原 真也 主事 高濱 守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。本日の日程に入ります前に、傍聴者の皆様へお願ひをいたします。

議場の秩序を乱し、議事の妨害あるいは他人の迷惑となるような行為は慎んでいただきますようにお願ひをいたします。

なお、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧 1 ページにございます注意事項も厳守していただきますよう、お願ひをいたします。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

本日は、代表監査委員の答弁を求められているため、福原和男代表監査委員の出席を求めております。

日程第 1 、一般質問を行います。

質問者は 7 名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き 1 人 30 分以内といたします。

この際、議員の皆様に、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日テープ起こしをして精査するために最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願ひいたします。

それでは、順次、質問を許可します。

質問順位 1 番、草場謙次議員。

○ 6 番（草場謙次君） おはようございます。議席番号 6 番、草場でございます。

ふるさと納税について質問をいたします。

ふるさと納税は、自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい、自分とのかかわりが深い地域を応援したいという善意の気持ちを形にする仕組みで、貢献や応援したいと思う地方自治体へ寄附した場合、その相当額が、今、住んでいる自治体の住民税などから控除されるという仕組みであります。

ふるさと納税はすべての自治体が対象で、都道府県、市町村を合わせると 1,800 以上になるために、市町村別に集計するには膨大な資料が必要となるために、ありませんでした。各自治体がどれくらいの寄附を集めたのかホームページで調べてみました。

福井県のふるさと納税情報センターが独自で公開した 21 年度の納税ランキングでは、大阪市の 6 億 6,700 万円が断然トップで、栃木県の 2 億 2,000 万円、

大阪府5,400万円と続いています。ちなみに福岡県は20万8,000円となっています。

23年度におきましては、福島県がトップで1億5,600万円、茨城県1億1,000万円、岩手県2,800万円と続きます。九州では佐賀県2,200万円、熊本県1,300万円、福岡県は3万6,000円となっております。この調査の結果、神奈川県と広島県が0円で、東京ほか3件が無回答となっています。福岡県の3万6,000円と少ないところが気になりました。

このように、取り組み方次第で大きな差がでています。全体的に言えることは、納税者が納税したい自治体を選べる、都道府県か、市町村か、または都市か地方か、そして大きな自治体かどうかは関係なく、PRの効果が上がれば大きな税収効果が期待できる。自治体自身の工夫と頑張りが、即、効果につながるのではないかと思われます。

篠栗町のふるさと納税に対する取り組みは、ホームページに「ふるさと篠栗への応援をお願いします」と掲載をされています。町長は、町の営業部長としていろいろな努力をされていると思います。これまで篠栗町に対してどれくらいふるさと納税をしていただいているか。また、篠栗町には、全国的に有名な方もおられます。この先、ふるさと納税制度にどのような取り組みをしていかれるのか、また、わかれれば他町はどのような取り組みをしているのか質問をいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。

それでは、草場議員の質問に答弁をいたします。

ふるさと納税についてという御質問でございました。

ふるさと納税制度、最近では、ふるさと寄附金制度という自治体が多くなってきています。皆さん御存じのとおり、生まれ育ったふるさとや地域を大切にしたい、あるいはふるさとのために貢献したいという善意の気持ちを寄附金という形にしていただくものでございまして、応援や貢献したいと思う地方自治体へ寄附された場合に、その相当額が現在お住まいになっている自治体の個人住民税から控除される制度のことです。

平成20年からスタートしたこの制度による篠栗町での実績は、21年度に1件、22年度に3件、今年度につきましては8月末日までに1件ございまして、寄附金

の総額は207万7,647円となっております。篠栗町を応援したい、篠栗町に貢献したいという思い、実際にそれを行動された方が町外に4人もいらっしゃったという非常にうれしい、そしてありがたい現実があったということでございます。今年を含めると5人ということですね。

この制度の趣旨から申し上げますと、寄附金の実績について、他の自治体と比べて多いのか少ないのかといった比較や議論はなじまないものだと私は考えております。私が常々、篠栗町の営業部長として働いていくと申しておりますのは、篠栗町のよさ、すばらしさを町内外にきちんとPRしていくことを言っているのであります。まちのホームページにも、篠栗町では、ふるさと納税を強要したり電話でお願いすることはありませんと記載しているとおり、寄附金をお願いして回ることは、今、いたしておりませんし、今後も考えておりません。

ただ、私も議長も参加しまして、東京篠栗会という篠栗出身の東京地区の関東地区に御在住の方の会に出席することがありますが、そのときは会の席上、こういう制度もございますという御案内はしております。

私たちが取り組むべきこと、行動すべきことは、多くの方々が篠栗町を応援したい、貢献したいと思われるようなすばらしい町にするためのまちづくりを進めていますでございまして、既に職員とともに鋭意努力しているところでございます。

他町ではどのような取り組みをしているかというお尋ねでございます。糟屋郡内では、須恵町だけが寄附者に対して何か記念品をお渡しされているようでございます。本町におきましても、寄附者に対して記念品等をお渡しすることは現在はしておりませんが、町外からの寄附者に対しては、今後は町の広報紙を半年、または1年程度郵送して、篠栗町の近況をお伝えするというようなこともやっていこうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 6番、草場謙次議員。

○6番（草場謙次君） 再質問ではございませんけど、今、町長の答弁で、篠栗町に対して207万7,647円という寄附があったと聞きました、福岡県に比べて、福岡県が余りにも少ないので、それに比べて篠栗は努力しているかなというふうな感じを受けました。また、これから先も、少しでも寄附者がふえますように努力をしていただきたいと思っております。

要望で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位 2 番、荒牧泰範議員。

○ 12 番（荒牧泰範君） 議席番号 12 番、荒牧でございます。書店を町で誘致してはということで町長に質問いたします。

久山村や粕屋町には、総合商業施設の中にブックセンターや映画館があり、手軽に本も買えますし、映画も見られます。しかしながら、我が町にはどちらもありません。都市部へ通勤通学する人は不自由しませんが、子どもたち、特に小中学生は非常に不便な思いをしていると思います。

図書館での本の貸し出しやクリエイト篠栗での上映会だけでは、スピードや量に限りがあります。本年度の町長の施政方針演説の中でも、教育環境の整備や社会教育での文化の啓発普及等がうたわれておりますが、書店がないのは行政の責任ではないとはいえ、児童生徒が読みたい本をすぐに購入できないでは、とても文化的な町とは言いがたいと思います。さまざまな本は無理でも、小中学校向けの本をはじめ文庫や話題のもの、ベストセラー程度は手に入る書店や、最新作は無理にしてもミニシアターなどが必要だと思います。そこで、児童生徒が利用しやすいように、クリエイト篠栗や旧中央公民館、できれば商工会館で住民福祉充実のために安価な家賃、もしくは無償貸与とし、ブックチェーン店等を事業主として募れば営業ベースに乗せることも可能でしょうし、A V 部門を持つ会社なら映画の上映もできると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、荒牧議員の書店を町で誘致してはという御質問に対する答弁をいたします。

篠栗町に町内に書店がなくなりまして、何となく寂しい気持ちになられた住民の方々は多いのではないかと思います。私も、実はその1人でございまして、なくなるということがわかったそのときに、書店の社長あてに電話をいたしました、どういう状況なのかという確認もしたところでございますが、そのときはなかなか引きとめることができなかったということがございました。

書店がなくなるという現象は篠栗町に限ったことではございませんで、出版業界紙の統計データでは、2001年からの10年間に全国で約2万1,000件あった書店数が、約1万5,000件にまで減少しているそうでございます。これは議員がおっしゃってあるような都市部や郊外にある大型複合商業施設の中には比較的

大きな書店が出店し営業を行う一方、まちの小さな書店は、どんどんその数を減らしているという実態をあらわしているものでございます。

インターネットの普及によりまして、欲しい商品があれば、注文の翌日には家に届くといった便利さ、手軽さ、それに加えまして、近年は電子書籍の普及等もそれに拍車をかけているのではないかと思われます。

町内には大型複合商業施設はございませんが、近隣町には複数ございまして、車をお持ちの方でしたら、それほど時間をかけずに行くことができますし、篠栗町では博多駅、天神地区への交通アクセスもすぐれておりますので、議員がおっしゃるとおり、都市部へ通勤、通学されている方々は不便がない状況ではないかと思います。それゆえに、これまで書店がなくなってしまって寂しいというお話は時より耳にしても、書店を町内に開店させてほしいといったそういう申し出はお聞きしたことはございません。

子どもたちが利用しやすいようにクリエイト篠栗、歴史資料室を安価にまた無償でブックチェーン等に貸し付けてはどうかということに関しましては、これらの施設は行政財産でもございますし、目的外使用が可能かどうか、これから検討する必要があろうかと思っております。

また、現状では、なかなかそういうスペースを見つけようと思っても難しいところもありますし、商工会館については、現在、手狭で非常に難しいという話でございました。

仮に議員が言われるような貸し付けを実施いたしました、これまでまちの小さな書店で購入していた週刊誌や雑誌のたぐいは、町内に数カ所あるコンビニエンスストアで24時間購入可能でございますし、専門書や学習参考書にしても、やはり品ぞろえがよい大型書店、またはネットでの購入ということが多くされるんじゃないかと思われるところでございます。

こういった状況を考えますと、私どもは図書館で既に利用者から新刊購入のリクエストを受け付けるなどのサービスに取り組み、蔵書の充実に努めてまいりました。また、子どもたちを対象にイベント、上映会、読み聞かせなども実施して、多くの子どもたちが参加しているところでございます。

町といたしましては、今後も小中学校の図書室も含めて、図書館の充実を優先して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 町長がおっしゃるとおり、電子書籍と申しましょうか、ネットの普及で、これはここまで極論を言っちゃうとまずいかもしれません。将来、本という形態が残るのか、新聞というのが残るのかというのが論議されているような時代ですが、少なくとも現状では、私の家でも、高校生になった息子のほうは何不自由なく自分で手に入れてきますが、中学生の子どものほうは、部活で夜遅くなつて、すき間を見つけちゃ本屋に連れていってくれないかという話ですし、同じ父兄の方の御意見を聞いても、子どもたち用があるとうれしいよねというような話があるのも事実ですので、わざわざそれがためにというのは難しいかもしれませんが、もしよろしければ学校の父兄対象にでも、本当に必要とされてないのかどうかというのを一度アンケートでもとっていただいて、もしそれがどうしても欲しいんだとなれば、図書館での充実、それもやっていただいて確かにうれしいことですが、何か移動書店なり何なり考えていただくことができないだろうかな。

現実問題として、本当に通勤、通学の方は何ら不自由されてないんですが、小中学生の子どもたち、一番動きがとれない子どもたちが困っているんです。そのあたりに御配慮願えるように、とりあえずアンケートの実施あたりをやっていただきたいと思いますが、いかがなもんでしょうかね。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 今、おっしゃるようなことも一理あろうかと思いますし、そういうお声もあろうかと思います。アンケートという形にするのか、あるいは実際、PTAを中心とした保護者の方々、子どもたちの要望という形でまとめていただくものなのか、その辺は学校関係、教育委員会等々とも協議して、またこんな現実があるんですよということを書店に御要望できるような形に取りまとめていくことは必要かと思いますので、何らかの具体策は考えていきたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 次に参ります。

質問順位3番、今長谷武和議員。

○3番（今長谷武和君） おはようございます。議席番号3番の今長谷でございます。本日は全国的に社会問題となっております少子化、高齢化についてお聞きいたします。

現在、日本社会は少子化、高齢化が加速しており、本町も例外ではないと思いますので、篠栗町の具体的な対策をお聞きいたします。

先般の23年度行政区説明会での資料に、本町の将来人口予測が記載されておりました。その資料によりますと、7年後の2020年度の予測総人口は、3年前の

2010年度と比較いたしますと約400人の増となっておりますが、0歳から14歳の年少人口は594名減の4,833人、逆に老人人口65歳以上は1,907人の増の7,572人と予測されております。生産人口におきましては、15歳から64歳の方が914人減の1万9,650人と減少です。この予測人口から考えますと、生産人口の減少で当然、税収減となり、老人人口の増で社会保障費が増大するのは必然だと考えます。

このような対策として、東京都の千代田区や北区などで実施されております事例を紹介しますと、親元近居助成制度があります。この制度を簡単に説明申し上げますと、子育てや介護などを共助し合うため、同区内に住む親世帯に近居して住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成する制度でございます。親元にファミリー世帯が近居することで子どもさん、生産人口も増加し、また子育てを通じ、家族のきずなや介護の問題などが改善されるところでございます。ぜひとも本町においても早急に対策を立てるべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

あわせて、2020年度の生産人口の減少による税収予想額及び老人人口増加に伴う社会保障額の増加予想額をお聞かせください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、今長谷議員の少子・高齢化対策についての御質問にお答えいたします。

まず、出世及び高齢化の現状を御説明いたしますと、平成22年の合計特殊出生率、これは15歳から49歳女性の年齢別出生率の合計でございますが、全国では1.39%、都道府県別では沖縄の1.83%を筆頭に宮崎が1.63%、熊本が1.61%の順に高くて、福岡が1.4%、最下位は東京の1.12%となっております。

次に、高齢化率、これは全人口に占める65歳以上の人口率でございますが、全国平均が23.1%、これは昨年の10月1日現在の数字でございます。福岡県は21.9%。この21.9%はことし4月1日現在でわかった数字でございます。篠栗町では18.22%、これは直近でございまして、本年6月末現在で把握している分でございます。県内では60市町村中8番目に高齢化率が低く、全体としては比較的子どもが多い町と言えると思っております。

このような状況から町といたしましては、少子化対策として、子どもを育てる場

合に、直接これを支援するという対症療法的なやり方で事業を実施しております。

一方、高齢化につきましては、全国的な流れもございますので、篠栗町としては健康寿命の延伸、すなわち健康で長生きできる高齢者をふやす事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

以上の施策の具体的なものとしては、妊婦健診、子宮頸がん等ワクチンの接種、乳幼児医療費の助成、保育所の待機児童の解消、延長保育等の実施、介護予防事業の実施等々がございます。

新聞報道でも御承知のように、福岡県は、後期高齢者1人当たりの医療費が8年連続で全国1位でございますが、幸いにして篠栗町は、福岡県の60市町村の中では37番目と低いほうでございます。糟屋郡内では一番低い医療費でございます。とは申しましても、篠栗町でも全国平均よりは1人当たり13万円ほど高くなっています。

篠栗町の豊かな自然を生かした健康療法が功を奏して、もし全国平均並みまで医療費を下げることができれば、年間5億円弱の歳出削減効果が出てまいります。もし全国最下位の新潟県の1人当たりの医療費水準まで下げることができましたら、約9億円ほど削減効果が見込めるわけでございますので、町民の皆さんのが健康になられるということは、それ自体が幸福度が増すことでもあると同時に、このよう大きな経済効果も見込めるわけでございます。今後とも全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

また、篠栗町としては、人口をふやし税収をふやすための直接的な施策を持っていませんので、議員の御指摘にあります東京都北区の親元近居助成制度等を参考にしながら、新たな施策を考えていく必要もあろうかというふうに考えております。

最後に、2020年度の減収予想額及び社会保障額の予想増加額についてでございますが、内閣府が作成しました国全体の経済財政の中長期資産という数値がございますので、それを報告しておきたいと思っております。

財政については、国・地方の基礎的財政収支はマイナス18兆円程度となり、黒字化目標達成のためには、さらなる収支改善が必要であるというふうに試算では申しております。

そしてまた、社会保障額については、2010年当初予算ベースの国・地方を合わせた社会保障給付額は37.4兆円でございますが、2020年には48兆円となりまして、28.3%の増と推定されております。篠栗町もこれに比例した形での財政負担増が見込まれておりますが、町民の皆さんと一緒に知恵と工夫を出し合

って、何とかこの状況を乗り切っていきたいと考えております。この辺のところは、次期の中期計画の中で織り込んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 3番、今長谷武和議員。

○3番（今長谷武和君） 毎年行われております行政説明会に出席された方の感想をお聞きしますと、町の情勢がわかりやすく説明され、よかったですとの声を多く聞いておりますので、これからも行政説明会継続のお願いを要望いたします。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位4番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠でございます。私は、高齢者の健康の要因を尋ねる（老人医療費・要介護認定者が糟屋地区において最も低いのはどのような理由か）ということで質問をいたします。

まず最初に、9月19日は敬老の日でございます。篠栗町のお年寄りがますます健康で御長寿されますことを御祈念申し上げます。

我が町の老人医療費、要介護認定者比率は、糟屋地区で最も低いと聞いています。このことは我が町の高齢者が元気で健康であると言えるのではないか。今、全国の各自治体は医療費の上昇に頭を抱え、どうしたら医療費の削減ができるのか大きな課題となっています。そのような状況の中、我が町の老人医療費が低く抑えられているということは大変喜ばしいことでございます。そこで5項目の質問をいたします。

一つ、福岡県並びに糟屋地区の1人当たりの老人医療費を尋ねます。

二つ目、糟屋地区の要支援・要介護認定者比率を尋ねます。

3番、高齢者が健康であるためには、さまざまな要因があると考えられますが、どういった施策が効果を上げているのか、具体的に尋ねたいと思います。また、その事業の中で、介護支援ボランティア事業が県内外の注目を集め、我が町に視察に多数の市町村が来てあると聞いております。その内容の報告を求めたいと思います。

4番目、医療費の削減、町民の健康増進を進める中で、今後、課題とされることはどういうことでござりますかということも尋ねます。

5番目、今後、医療費の削減、町民の健康向上のためどのような施策を考えてあるのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、大楠議員の高齢者の健康の要因を尋ねるということで、老人医療費、要介護認定者が糟屋地区において最も低いのはどのような理由かという点、五つの御質問がございましたが、順に答弁いたします。

まず、第1番目の県、糟屋地区の1人当たりの老人医療費についてでございますが、平成22年度は75歳以上の1人当たりの老人医療費は、県平均でございますが、104万5,282円、糟屋地区は、高い順に申し上げますと、宇美町が119万4,736円、粕屋町が112万4,207円、志免町が110万6,185円、新宮町109万8,684円、須恵町107万1,829円、久山町が106万2,572円、古賀市が102万4,061円、最後が私ども篠栗町でございまして、97万4,729円となっております。

次に、2番目の糟屋地区の要支援、要介護認定者比率でございます。

平成23年3月末の比率は、介護保険広域連合全体では19.1%、粕屋町と古賀市は広域連合に入っておりませんので除外しておりますが、粕屋支部内では高い順に須恵町15.1%、志免町14.8%、宇美町14.7%、新宮町13.7%、久山町も13.7%、最後が私ども篠栗町で13.3%。これは広域連合33自治体の中でも最も低い率となっております。

次に、3番目の高齢者が健康であるための具体的な施策についてでございます。

町が高齢者を対象に事業を実施するときに重要なことは、高齢者が疾病を持ちながらも健康な部分を最大限生かして健康生活を維持することができるよう支援するところにあるわけでございます。

具体的な施策といたしましては、高齢者が要介護状態にならないように、要介護認定を受けていない虚弱高齢者を対象に、送迎つきで週2回、運動の教室を開催しております。週2回のうち1回は集団運動を行い、あと1回は参加者の体力に応じた運動プログラムにより個別指導を実施しております。教室実施前後に体力測定を行いまして、効果が見られた人は、運動強度を徐々にアップした週1回の教室に参加していただきます。この教室への参加によりましてさらに効果があった人は、より運動強度がアップした元気高齢者が参加できる月2回の教室にステップアップする仕組みとしております。

こうした高齢者の体力に応じた教室を設けることで、高齢者は安心して楽しく参

加できまますし、継続することで、最後は送迎なしで参加できるようになります。元気高齢者となった方には、町の介護支援ボランティアに登録してもらい、虚弱高齢者の教室で一緒に運動してもらうことにより、虚弱高齢者の継続参加へのインセンティブとなっております。

さらに、平成20年度から実施しておりますキーボード教室では、現在、40人の教室生のうち13人が、平成22年度から開始した音楽サロンに介護支援ボランティアとして参加していただいております。また、地域のいきいきサロンに音楽療法士や健康運動指導士を派遣する際は、介護支援ボランティアに登録している高齢者も一緒に参加し、音楽や運動の楽しさを地域の方々に伝えております。

これらは介護支援ボランティア活動をしながら、みずからも元気になっていくシステムであります。この介護支援ボランティアに登録している高齢者は、平成23年度は9月1日現在で120人でございます。

次に、4番目の医療費の削減、町民の健康増進を進める中で、課題は何かという御質問でございますが、第1の課題は、介護予防事業等への参加者の拡大であります。参加しやすい場所の提供と新しいメニューづくりが必要であろうかと考えております。このため参加しやすい場所の提供としては、平成19年度から国の交付金を活用いたしまして、高齢者が利用しやすいように地区公民館の改修を支援し、環境整備を行ったところでございます。

明治区では、町が実施した運動教室に参加した高齢者が、自分たちが習ったことを地域に還元しようと、平成20年度から自主的な運動サークルを毎週実施し、毎回20人ぐらいが参加されているようあります。町では、この活動を篠栗町のモデル事業として広報やホームページで紹介しております。

また、平成22年10月からは、九州大学健康科学センターの協力を得まして、津波黒区と大勢門区では、高齢者を対象に3ヶ月間、週1回の運動教室を開催し、その後は地区の方の協力を得て教室を継続しているところでございます。

楽しいメニューづくりでは、運動が苦手な方には音楽を楽しむ音楽サロンを設け、手づくり楽器をつくりたり、懐メロを歌ったり、楽器の生演奏を鑑賞したりすることによって脳を活性化する取り組みも行っております。今後も、参加者の意見を取り入れて、楽しく継続できるプログラムを検討していきたいと考えております。

最後に、今後、医療費の削減、町民の健康向上のためにどのような施策を考えているのかということについてでございますが、高齢化の進展によりまして、要介護高齢者の2人に1人は認知症と言われ、認知症高齢者は今後ますます増加すると思

われます。このため認知症予備軍、初期認知症の早期発見、早期治療が極めて重要なになってまいります。

町では、平成23年4月から、九州大学との共同研究によりまして、要介護認定を受けていない在宅高齢者を対象に全件調査を行いまして、アンケート調査と対面での認知機能調査を実施いたしました。現在、大学に集計、分析を依頼しておりますので、高齢者のどのような生活環境が認知症発症の要因となり得るのか、その結果に基づき、医師会との連携をとりながら認知症予防群を対象とした教室の開催を検討してまいりたいと考えております。

介護支援ボランティアの視察状況についても御質問がございましたので、お答えいたします。

平成22年5月から平成23年9月現在の実施状況でございます。来られた自治体等々を申し上げますと、千葉県の習志野市議会議員の皆さん、広島県安芸高田市、吳市議会議員の皆さん、鹿児島県の薩摩町、長崎県大村市、福岡県では筑紫野市、小郡市、八女市、飯塚市、古賀市、志免町、鞍手町、那珂川町、介護保険広域連合、これは柳川・大木・広川支部でございます。大木町国保運営協議会、新宮町議会議員等々、それから福岡県の高齢者支援課、健康増進課も来られてあります、以上、18団体70人の視察があって、ただいまのような内容を御説明しているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 今、町長から老人医療費、要支援・要介護認定者比率の金額数値を報告していただきましたが、大変すばらしい数字であると思っております。

また、今、報告がありましたようなさまざまな活動を通して、町民の、特に高齢者医療に関して努力してあることに敬意を表するわけでございます。

そこで、先ほど糟屋地区の1人当たりの老人医療費の宇美町というような明言をしておられましたが、そのところと我が町の老人医療費を比較してどれくらいの差額があるのかと試算しますと、1人当たりが約22万円となりまして、平成23年3月末の後期高齢者の数の2,763人を掛けますと、約6億700万円となるわけでございます。これは大変大きな金額となるわけでございますが、具体的にこういった、我が町は1人当たりの金額がこれほど大きな差額があって、町の財政に貢献しておるというようなことをやっぱり広報とか町民、高齢者の方に知らせることによって、さらなる効果が上がるを考えますが、こういうことをぜひしていっても

らいたいと思いますが、答弁をいただきたいと思います。

またもう一つ、介護支援ボランティアでは、お年寄りがお年寄りを介護すると、今までにない発想での事業でありまして、不自由な方のお世話をすることによって、お互いがふれあいの輪となって生活に張りができまして、健康になられ、医療費が少なくなるということで、大変いい事業ではないかなと思っています。

また、これは社会福祉協議会での取り組みでございますが、各行政区においていきいきサロンという取り組みが行われておりますが、22年度をちょっと尋ねますと、実績で全体で187回開催されておりまして、これに5,961人のお年寄りが参加をされております。民生委員の方と福祉協力員の方が献身的にいろんな行事を企画されまして、その会にはいつも絶え間ない笑い声が起り、お年寄りが大変喜ばれています。そのような声を多く聞きます。

このような事業企画が老人医療費の削減に大きく貢献していると私は確信しておるものでございます。今後ますます高齢化が進む中、篠栗町のお年寄りがますます健康で長生きされ、医療費の削減につながるよう、まだまだ積極的な取り組みを求めていきたいと思います。町長の考えをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいま大楠議員から幾つかの数字を上げていただきまして、現在の篠栗町の状況についての報告をいただきました。

なるほど篠栗町といたしましては、糟屋郡の中では医療費は低いほうでございますが、先ほど今長谷議員の御質問の中で申し上げましたように、やはり福岡県全体が医療費というのは全国平均よりも高いという現実を私どもは見逃すわけにはいかないところでございまして、全国でとらえて、やはり健康な高齢者が生き生きと暮らすまちにするためには、さらにいろんな取り組みをしていきながら、それが結果として全国平均よりも下回る医療費になっていくことがまず第一のこれから目標とすべき点ではなかろうかと思っております。

一つ一つの地道な取り組みの積み重ねであろうかと思っておりますので、今、いろんなことを国保健康課、それから社会福祉協議会と一体となってやっておりますが、もちろん地域の方々でも自主的な取り組みを重ねていただくことが大事であろうかと思いますので、町民全体で全国平均を下回るような医療費にしていこうというような意気込みのもとに、今後、また努力していかなければいけないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君） 次に参りますが、傍聴席は聞こえていますか。マイクが小さくないですか。よろしいですか、聞こえています。

それでは、次に参ります。

質問順位5番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） おはようございます。議席番号2番、飯田でございます。
篠栗町の地域振興等についてお尋ねします。

これまで篠栗町の観光PRなど、啓発も含めた地域振興事業等は、春らんまんハイキングや森林スポーツフェスタなど、イベントあるいはホームページでの情報発信等で広く町外へ発信しておられ、たくさんの方に篠栗町を知っていただいていることと思います。そこで、今回、二つの提案をさせていただきます。

まず、1つ目は、近年、町の名産品や名所をPRするために、125cc以下のバイクに交付するナンバープレートとしてご当地ナンバープレートを導入される市区町村がふえてきております。最近では、先月22日に大野城市が、来年度の市制40周年記念事業の一つとして、ご当地ナンバープレートを採用すると発表されました。市は我がまち意識を高め、元気なまちづくりをさらに推進できるとして話しておられます。

篠栗町には、現在、125cc以下のバイクが約1,900台あります。これらのバイクのナンバープレートに「お遍路の町 篠栗」や「森林セラピー基地 篠栗」など、篠栗町をPRできるキャッチフレーズを記載したご当地ナンバープレートを導入してはいかがでしょうか。

篠栗町に観光に来られたお客様が町内を走るバイクをごらんになり、篠栗町らしさを感じていただけ、またバイクに乗って通勤・通学される町民の方が町外へ出られたとき我が町篠栗町をアピールできて、これまでにないPR効果が期待できるのではないかと思われます。

次に二つ目は、今日、各都道府県にはたくさんの「ゆるキャラ」たちが存在しています。先日の新聞に、九州、山口の各地で活躍するゆるキャラが紹介されていました。篠栗町にも、カブトの森のかぶ太君や大和の大杉のすぎ太君のようなキャラクターはありますが、観光大使のような役割ではないと思います。

篠栗町には、年間約100万人もの観光客が来町されております。お遍路や森林セラピーなど、どちらにでも通じる郷土色豊かなゆるキャラを誕生させて、篠栗町をPRするのはいかがでしょうか。このゆるキャラを誕生させることによって森林スポーツフェスタや春らんまんハイキング、町文化祭、各幼稚園・保育園・小学校

の運動会、観光協会や商工会の事業など、いろんな町内でのイベントや、また福岡市での観光PRキャラクターとして活用することができるのではないかでしょうか。現在、商工会青年部でも企画されているようですので、この際、観光協会と各種団体と町とが協力し合い、進めていくべきだと思います。

このような事業を実施することによって、町民の皆様に、篠栗町の郷土意識を高めていただけるとともに、篠栗町の魅力を発揮できる新しい手法の一つになるのではないかと思います。もし、この二つの導入に関心を持っていただければ、アイデア募集については、近隣の市町村を含め広くこの事業に関心を持っていただるためにも、町内だけに限らず町外からもアイデアを募り、デザインを決定していただきたいと思います。町長の考えをお聞かせください。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、飯田議員の篠栗町の地域振興等についてという御質問にお答えいたします。

御提案の「お遍路の町 篠栗」や「森林セラピー基地 篠栗」等のキャッチフレーズを記載したナンバープレートの導入や郷土色豊かなゆるキャラを誕生させることは、篠栗町の魅力を町内外に発信する手段として大変有効だと思います。なぜならば、有名なキャラクターをアテンションゲッター、つまりこのアテンションゲッターというのは公告表現でございまして、視聴者の意識をとらえてメッセージを伝えるためのきっかけをつくるいろいろな媒体を指すわけでございますが、このアテンションゲッターとして用いることで公告への注目が高まる。また、他のまちの主催する催し物との差別化の手段となる。キャラクターへの関心や親しみ、好意度によりまして、公告や催し、篠栗町への関心や良好なイメージが高まる。また、キャラクターをシンボルとして用いることでブランドイメージが確立・強化される等々が考えられるからでございます。

篠栗町にとって観光は、これから町を支える重要な産業の一つであると常々考えておりますので、多くの人が篠栗町に行きたいと思われるような情報発信のためにも必要だと思っております。

もう一方のご当地ナンバープレートにつきましては、現在、税務課で発行しているナンバープレートの在庫がまだたくさんございまして、新たな制作費との関係から、また今後考えていきたいと思っております。

先ほどのオリジナルキャラクター、ゆるキャラが定着効果を發揮するまでにも、やっぱり時間はかかると思います。そういう意味で、篠栗町の環境や健康と一体となった取り組みをさらに発展させていく過程で、今以上にこのゆるキャラが必要となる時期が必ず訪れてくると思います。そうした時期に、篠栗町の個性を尊重できるよう観光協会や小中学校を含めた町民の皆さん、さらには地元企業も一緒になって、個性ある郷土色豊かなキャラクターを考案し、インターネットや民間の情報サイトなどを含めて多方面に発信することができれば、我が町篠栗をもっとアピールできようかと考えておりますので、そのときは時期を逃さないように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 2番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） 再質問というよりは要望ですが、この事業は募集、決定、政策、発表といった期間があるだけでも篠栗町のPR効果は十分に期待でき、町民と一緒に町全体を企画できるまちづくりの取り組みになると思いますので、どうぞ御検討をよろしくお願ひします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 間もなく1時間になりますので、10分休憩を挟みたいと思います。

11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（今泉正敏君） 一般質問を再開いたします。

質問順位6番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 11番、後藤百合子でございます。ふるさと納税と今後の推進について質問させていただきます。

先ほど草場議員がふるさと納税について質問されましたけれども、私の場合は、ホームページの紙面の充実で機能を高める工夫をしてはというテーマでございますので、そういう視点で質問するつもりです。ですから、このまま削除せずに続けさせていただきます。

一昨年、我が町のゲリラ豪雨災害で、全国から心温まる多くの義援金をいただきました。それから、東北、東日本、紀伊半島及びその周辺地域に次から次へと災害が起こっています。これまで、またこれからも、全国津々浦々と心温まる義援金が

届けられることでしょう。

そうした中において、ふるさと納税の推進は非常に難しいのが現状であろうと推測いたします。しかし今、日本じゅうの方々の心の中に、共助・公助・自助の助け合う日本、支え合うきずなと言われるこの美しい精神が覚醒してきたように見えます。非常時のときは支援金、平常時のときはふるさと納税を皆様に考えていただけよう啓発していただきたく、ふるさと納税の状況と今後の推進について質問いたします。

まず、状況なんですけれども、寄附金件数、寄附総額、使途別寄附金の状況。

次に、推進について。

先ほどお尋ねいたしました寄附の件数、総額、使途別明細、この三つの情報がホームページに掲載されていませんが、掲載すべきだと思います。また、寄附された方の住所とお名前も掲載すべきだと考えます。そうすることで、紙面をごらんになられた方が寄附をしたくなるような機運が高まるのではないかと考えます。小額でも善意の心を届けたいと思う方もいらっしゃるでしょう。匿名希望の方は、金額記載だけでもよいと思います。記念品はありませんので、せめて感謝の気持ちを継承し、たたえる意味でも必要と考えます。これらの五つの件について、町長の考えを求めます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員のふるさと納税の状況と推進についての御質問にお答えします。

御質問の中で、先ほど草場議員の御質問の際に回答が重複している部分、寄附件数、寄附総額については省略いたします。

使途別寄附金の状況についてのお尋ねもございましたが、本町では寄附金の活用事業等の紹介は写真にて御紹介しておりますが、寄附申込者に対して寄附金の活用先の希望は持っておりませんので、どの事業に寄附金が幾ら寄せられ、幾ら使われたということは全体の財布の中に入れるということで、把握しておりません。

そしてまた、氏名を公表すべきということでございますが、5名いらっしゃったということを先ほど申し上げましたが、最初寄附をいただいた方につきましては2年1月の広報に掲載いたしましたが、その後の4名の方は匿名希望ということで、公表をしないでおりますので、よろしくお願ひいたします。

今後、名前を出してもよいということがありましたら、その方については広報にて掲載していくことにいたします。

次に、推進についてのお尋ねでございます。

議員が御指摘のとおり、現在のところ町のホームページには寄附件数、寄附金の総額、寄附者の情報等は掲載しておりません。地方税法の改正により寄附金控除の額も変更となりましたので、この情報の更新とあわせて、ホームページをごらんになられた方が、町への応援のため少しでも寄附してみようかと思われるような内容となるように紙面を検討して、今後、ふるさと納税に関するページの見直しを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） ふるさと納税のホームページを見るにですね、やはり今、町長に私も質問しましたように、それらが一切掲載していないということで質問したんですけども、今後やっぱりこれは、ほかのまちを見ても、名前とか使途別明細とかそういうのが書いてあります。これで機運が少しでも高まれば、ふるさと納税への思いが高まってくるのではないかというふうに考えますので、ぜひこの件はよろしくお願ひしたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいま申し上げましたとおり、今後、町のホームページのふるさと納税に関する項目を見直して、より皆様方が納税の意欲が高まるような広報のページにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位7番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。今回は3項目の質問をさせていただきます。

まず初めに、携帯電話基地局建設に関しての質問をいたします。

篠栗幼稚園の東側に隣接しております介護施設の屋上にNTTドコモの携帯電話中継基地局の建設が進められ、篠栗幼稚園の保護者を中心に、工事中止を願う反対運動が行われております。

工事着工の正確な日付はわかりませんが、少なくともこし8月1日には工事が確認されていたことから、準備段階を入れると恐らく小中学校や幼稚園が夏休みに入るころか、あるいはそれ以前に着工したのではないかと思われます。

反対署名の趣意書でも取り上げてありますように、まさにこのような事態を想定し、住民と事業者の無用なトラブルを避ける目的で、篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例が平成18年12月22日に策定され、平成19年2月1日から施行されております。それなのになぜこのような騒ぎが起きるのか、不思議でなりません。

そこでまず、町長にお尋ねをいたします。

この条例の第4条に、町が果たすべき役割と責務が明記されております。町はこの条例に従って、事業者でありますNTTドコモに対し事前協議書並びに事業計画書の提出を求め、さらには近隣住民にこのことを公表されたのでしょうか。金出区及び上町区の方にお聞きしても、町から通知はなかったとのことでございます。お答えを願いたいと思います。

ところで、この条例の第5条に、事業者は、ここではNTTドコモのことですが、基地局設置の計画地が、保育園・幼稚園・小中学校・児童館・病院・介護施設から、また通学・通園路からなるべく離れた地点となるよう努めなければならないとうたわれています。この条文を今回のケースに当てはめますと、到底現在の計画地に建設することはできないと考えます。当然、町もこの条例を尊重し、解決に尽力されていると思っておりますが、今までの事業者との協議経過を明らかにし、今後の方針を明確に示していただきたいと考えます。

次は教育長にお尋ねいたします。

中継基地建設の情報は、当然、幼稚園の職員からも教育長に伝わったと考えます。ですから、いつ、どのような情報が伝えられ、教育長はその情報を入手した後、どのような行動をとられたのか、詳細にお聞かせ願います。

また、計画どおり中継基地が建設された場合、園児と職員が電磁波の脅威にさらされることになります。教育長には、彼らの健康と生命を守る義務があります。その観点から、今回の中継基地設置問題にどのように向き合おうと考えておられるのか、その決意のほどをお聞かせください。

次は、印紙税法に違反した契約書に関する質問を行います。

我が町において、毎年、業者などと締結する契約書及びそのたぐいの文書は数多くありますが、その中の大部分は印紙税法で定められた額面の印紙を張ることで国に税を納めることが義務づけられております。ところが、情報開示で入手した平成19年度以降、複数年間の一般廃棄物塵芥、いわゆる一般家庭ごみの収集運搬業務委託契約書の印紙はいずれも法定額面を大幅に下回っておりました。印紙の額面に

関しては、業者は言うまでもなく、町の担当者及び幹部職員は熟知していなければならないことだと思います。複数年にわたりこのような初歩的なミスが繰り返され、それをチェックできない町の体制にも大きな問題があると思います。

ところで、本議会に平成22年度の決算認定の議案が上程されていますが、22年度について事前審査に触れない範囲で申し上げますと、22年度はさらにひどいものがあります。既に町長のほうでも把握されていると思いますので、そのあたりを整理し、違法行為を法的に解決した後に決算認定を求めていただきたいと思っております。町長の見解と事後策についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、代表監査委員にお尋ねいたします。

町の行政機関が所有する書類等は膨大でありまして、そのすべてを監査できるとは到底思っておりません。しかし、今回指摘しました契約書はその金額が高額であることから、当然、監査の対象に含まれていたと考えております。間違っても平成19年度以降、複数年間も監査から外れていたと考えるには無理があろうかと思います。そうであるならば、大変失礼な言い方かもしれません、そのたびに違法行為が見落とされていたことになり、今回の失態は、単に執行部だけの問題にとどまらず監査委員にもその責任の一端はあると考えます。監査に対する信頼回復のためにも事後処理を速やかに行うべきだと考えます。過去に遡り、印紙関係を再調査するなど、具体的な事後処理策をお示しいただきたいと思います。そして、その調査結果を公表していただきたいと思います。

次は、会計管理者であります会計課長にお尋ねをいたします。

会計管理者といえば、公金支出の際、最後の砦と呼ぶにふさわしい重要なポストであります。つまり会計管理者がはんこを押すことで公金は支出されるわけですから、公金支出に関してはだれよりも重い責務があると言えます。

さて、篠栗町財務規則第50条に、管理責任者は、支出命令を受けたときは他の法令に適合しているかどうかを確認しなければならないとありますが、今回指摘した件については、その重要な職務を怠った結果、発生した不祥事だとも言えます。このことをどのように受けとめてあるのか、お聞かせ願います。

次は、公衆トイレに関する質問を行います。

森林セラピー事業をはじめ町の観光振興を進める上で、公衆トイレの充実は欠くことのできない政策の一つであると考えます。ただ、トイレの更新や新設に関することや既設のトイレの管理について質しなければならないことが、残念なことに多々あります。まずは、トイレの維持管理に関する質問を産業観光課長と社会教育

課長にお尋ねすることから始めたいと思います。

トイレの状態を見れば、そこに住んでいる方のレベルがわかるように、観光をうたい文句にする我が町において、公衆トイレが常に清潔に維持されているかどうかは極めて重要なことだと思います。幾度となく、カブトの森などの施設を含めたすべての公衆トイレを見てまいりましたが、残念ながら管理不十分なトイレが幾つかありました。

例を挙げますと、カブトの森多目的グラウンド横の男子トイレでは使用禁止の便器がございました。聞けば2年以上前から使えない状態が続いているとのことでございました。また、鳴淵ダム公衆トイレの周囲は雑草に覆われておりました。維持管理は業者に委託されていると思いますが、業者にだけ任せるとではなく、定期的に担当課職員が見て回るくらいの自覚と熱意があれば、このような状態は避けられたと思います。担当課としてどのような対応をしているのか、両課長に説明を求めたいと思います。

私、このたびの一般質問の通告を9月1日に行いました。それから1週間経過したわけですから、少しは改善されているだろうと期待もして、昨日午後、幾つかのバイオマストイレを中心を見てまいりました。非常に残難なことに、何ら改善をされておりませんでした。

例えば、峯尾トイレは便器、これは男子の小のほうですが、水が全く出ておりません。出ることがありません。これは若杉の遥拝堂と呼ぶんでしょうか。遥拝堂トイレや山手駅前トイレもほとんど水は出ておりません。また、篠栗公園トイレの身障者用トイレは、ウォッシュレットが故障したままで、利用者からお聞きすると、数カ月前からこの状態だったそうでございます。担当課は公衆トイレを本気でいにする意思があるのでしょうか、お答えをください。

ただ、この中で篠栗公園に関しては、昨日ではなくて数日前に確認したことございます。

さて、これから以降の質問は、町長と産業観光課長のどちらでも結構ですので、お答え願います。

平成17年度以降、つまり三浦町長になって建設された公衆トイレは7カ所ありますが、そのうち直接、下水道につなぐことができた篠栗公園公衆トイレと九大の森公衆トイレを除く5カ所のトイレすべてが、バイオマス方式の浄化方法を採用しております。山手駅前公衆トイレでも、すぐそばを川が流れているにもかかわらずこの方式が用いられていることから、このバイオマス方式が費用や維持管理等の面

で合併浄化槽よりも有利であるとの判断があったものと考えざるを得ません。バイオマスの方式の利点及びこの方式を採用した根拠を教えていただきたいと思います。

ところで、驚くことに、この 5 カ所のトイレで手洗い場所がないトイレがあります。利用者から苦情が寄せられ初めて知ったわけですが、確かに手洗いはありませんでした。そのかわり看板を置いてありました。そして看板には、「この公衆トイレには手洗い水はありません。備えつけのウェットティッシュを御利用ください」と書き記されていました。しかし、私が当時行ったときは、そのウェットティッシュもありませんでした。

トイレのことをお手洗いと呼んだりいたします。それほどトイレに手洗いがあることは常識となっております。恐らく手洗いの水を確保できなかつたからだと言いわけされるかもしれません、そのような言い分は通用するものではありません。なぜなら、ボーリングを行っても水が確保できないなら、水のタンクを設置すれば済むことです。手洗いの水だけなら大した量は必要ありません。1,000 リットル程度のタンクで十分かと思います。このトイレは今、手洗いのないトイレのことですが、このトイレは一の滝と新吉野公園の中間に新設される峯尾公衆トイレと呼んでいるのですが、設計士ではない私でも水の確保の方法はわかります。ですから、手洗いの水なしに設計を行つたこと自体、信じられないわけでございます。このような非常識な設計を考え出したのは設計事務所のほうでしょうか、それとも町の方針だったのでしょうか。手洗いのないお手洗いを建設した理由をぜひ聞かせてください。

次は、設計監理料に関してお尋ねをいたします。

5 カ所のバイオマストイレは規模に違いはあるものの、トイレの外観が酷似していることは一目瞭然だれでもわかります。設計費用削減のためデザインを統一されたのかもしれません、その割には設計監理料が高いのではないかでしょうか。国土交通省告示により類似施設の設計委託費は算定段階で割り引くことになっています。このケースですと 3 割は引く必要があると思いますが、その手順を踏まえているのでしょうか、お答え願います。

次に移ります。

平成 22 年度に新平原公衆トイレが建設されておりますが、このトイレ建設は決算審議前ですから除くとしても、その他 4 カ所のバイオマストイレの浄化槽は資本金が 1,000 万円、社員 26 名の大分県内メーカーの製品が使用されております。便器の場合はといいますと、TOTO だとか INAX で大体全国のシェアを 90 %

占めております。ですから、すべてのトイレでこれら2社の製品が使用されていたとしても、そのことを不思議に思う人はいないと思います。しかし、第3、第4のメーカーすべてが統一されていたとすれば、どうでしょうか。製品の出来に変わりはないとしても、不自然さをぬぐい去ることはできないでしょう。

それと同じで、バイオマス浄化槽を製造しているメーカーをインターネットで検索しても、名前が見当たらないようなメーカーの製品だけが使われているのは不自然ではないでしょうか。このようなことは町の指示でもなければ起こりようがないと思います。町はメーカーの指定をしたのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

最後の質問ですが、少なくとも5カ所のバイオマストイレの建設費総額及び坪単価に大きな疑義があります。なぜなら、同じようなつくりのトイレで、しかも便器の数は大の便器が一つ少なく、建築面積も半分以下なのに、そちらのほうが建設費総額も高く、坪単価もびっくりするほど高い箇所があるからでございます。坪単価を比較しますと、約150万円と350万円の差がございます。どのような設計をしたらこのように高額になるのか、納得のいく説明を求めます。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、三浦町長。

○町長（三浦 正君） まず、御質問の答弁に入ります前に、御質問の中での認識違い、勝手な推測等々を御指摘申し上げて、確認を求めております。

まず、第1番目の質問についてでございますが、後段のところで教育長への質問の中に、計画どおりに中継基地が設置されると、園児と職員が電磁波の脅威にさらされることになるという表現がございました。これはなかなか事実関係を深く認識されていないのではないかと思われます。

これから建設されようとする基地局が何ギガの電磁波を発信する設備で、それが人体にどのような影響を与えるのかを御理解いただいた上でこの表現を使っていらっしゃるのか、こうした説明を前提でなされないと、他の議員の皆さんや傍聴者あるいは後日、議事録をお読みになる方の多くの方々が誤解されることになります。理論的な裏づけのある御自身の認識があるのであれば、まずそれを明らかにして、その点も踏まえて行政の答弁を求められるのが筋ではないかと思いますので、その点の補足的な説明をお願いいたします。

2番目の質問につきましてでございますが、契約書に張られている印紙等の税額が法定額面を下回っている点につきましては、御指摘はありがたくお受けいたしま

す。しかし、複数年にわたりこのような初歩的なミスが繰り返され、それをチェックできない町の体制は、もはや自治体のていをなしていない、これは通告書に書いてある文面で、御本人はあえてここでお読みになりませんでしたが、そういう表現まで使われておりますが、役場の職員は肃々と先輩職員の仕事を忠実に見習って、そのとおりに仕事を行ってきておりまして、平成19年から数年間、情報開示によって調べたがというふうなことをおっしゃいましたが、少なくとも役場に書類の残っている平成15年から同額の印紙が張られた契約書が残っております、それ以前は、書類については保存年限が過ぎて廃棄処分にしております。

今、御質問のように言われるのは、憶測に基づいて言われる部分については私も本意ではありませんが、恐らくこの15年以前も同額の印紙が張られていたのではないかと思います。私と職員に対してこのような表現をされることは非常に不本意でございまして、より印紙税を誤って張ってある契約書をそのまま使っていたというのは平成8年から16年まで、つまり横山議員が町長であったときからそのままずっと続いていたんではないかというふうに推測されるわけでございます。野田総理ではございませんが、もうそろそろ刺のある言葉を並べ立てるのはおやめになつて、こうした間違いと思われる点を見つけられたら、町政のさらなる健全化のために、これは違うのじゃないかと、優しく担当課に御指導いただくようなお気持ちがあつていいんじゃないかと思います。少なくとも、今回はその重要な手続を怠った結果発生した不祥事だとも言えると、私どもの現在に限っておっしゃることは間違っているんじゃないかというふうに思っております。

3問目の質問中に中に、カブトの森男子トイレでは2年以上の前から使用禁止のトイレがあったと内容があり、その前段に、ある人から聞けばと言われるところがあります。これは事実誤認も甚だしい間違いでございまして、器具の不ぐあいで短期間使用中止にしている箇所もありますが、できるだけ早急に修理し、使用可能な状態にしております。

御自身で確認をせずにだれかの聞き伝えで定例会の一般質問の言葉としてお話しになるのは全くないじまない、聞き捨てならないところでございます。この下りを削除していただかないと、質問の内容全体を認めて答弁してしまうことになりますので、私としてもそのような誤った内容を看過するわけにはまいりません。したがいまして、関係部分の削除をお願いします。それをいただかないと、他の項目についても答弁しかねると思っております。

以上、答弁に入ります前に、3点の確認をいたしたいと思いますので、どうぞよ

ろしくお願ひします。

○議長（今泉正敏君） 横山議員、今、町長が申されました3点の確認という場所はわかりますか。

○4番（横山久義君） わかります。これは再質問には入らないと思いますのでね。

まず、電磁波のいわゆる影響がどうのこうのということですが、以前、随分昔ですよ、アスベストというのがございました。非常に安くて、こんなに便利なものはないということで、私も三浦町長もそうですが、通っておりました学校は、天井すべてがアスベストで覆い尽くされていた。そのときにアスベストが猛毒であるということはだれもわからなかつたんですね。だから、そういうふうなことが後になつてわかつてくることもございます。

電磁波も今、いろんな害があることはいろんなことで実証されつつあるが、結局、まだそれでも全容がわかつてないんですよ。ですから、できるだけ特に子どもだとか体の弱い方がいてある病院だとか介護施設だとか、そういうところからは遠ざけましょうということでこの条例はつくってあると私は思います。ですから、今、計画されているところにつくられるのが問題ないと言われるんやつたら、この条例をつくる意味がますないということですね。だから、事業者のほうにこの電磁波の害だとか安全だとか聞いても、今、原発のことでいろんな問題になっているじゃないですか。原発のいわゆる電力会社が「安全だ」「安全だ」と言っていて、結局は安全でないということが立証されたばかりじゃないですか。ですから、万が一のことにも考えながらやはり対応していく。

だから、もちろん携帯電話の中継基地が必要なことはだれもわかつているんですよ。反対されている方もそれはわかつてあります。でも、あそこにつくらなくても、もっと別につくるところがあるじゃないかということだろうと私は思います。そういうところに町としてもやはり指導していく、お願いをする、そういう趣旨での条例はできているものと私は思っております。

ここで電磁波の科学的な根拠だとかそういうことを私に言いなさいと言われてもわかるわけがない。それは三浦町長だってわからないと思いますよ。だれもわからない。事業者からいったって事業者がわかるわけがないんです。自分の都合のいいことしか言わないかもしない。ですから、やはり将来のことを考え、電磁波というのはすぐに影響は出でこないかもしないですね。だから例えば、子どもたちが大きくなつて異変を来しただとか、そういうときにだれが責任をとるのかということなんですよ。だから、そういうところで考えながら行政というようなものは考

えていく必要があるんじゃないかということで私は質問をしたということです。

それから、カブトの森の便器の故障が2年前のどうのこうの。私はね、それは確かに自分でも確認したこともあるんですよ。その都度その都度、何ヵ月も前もその前もいろいろ報告を受けておりました。それに基づいてやっておるんですけども、今、三浦町長なら、改善しましたよと言われるんやったら、逆に何年何月何日にそういう指摘があったらすぐに故障を直しましたとか、そういうことをやはり具体的なものをここで資料と一緒に見せていただかなければ、その方は私やないけども、何度も改善をしてほしいと。というのが、男子の小の便所ですけど、手すりがある便器なんですね。ですから一番大事な便器じゃないかなと。

その方が担当課の職員に言って聞かれたことは、いわゆるセンサーが壊れているだろうと。センサーを直すには、出張旅費だとかいろんなものを要求される。だから、まだ今のところできませんということを、具体的にそういうやりとりまでは聞いています。それに基づいて私は質問しているわけです。ですから、自分ですべてを確かめないと一般質問はできないような、そういう言い方はやめてください。だからそれに反論されるんなら、具体的にそこのいわゆるセンサーですから、センサーの改修をいつやった、それを全部資料をここに提示して、やはりそういうことはありませんよと。こうやって…………同じところが何回も故障したかどうかは知りませんよ。でも、それはやはりここに具体的なものを示して言ってもらわないといけないんじゃないかなと思います。

それから、契約書のことですが、たしか契約書、特別な協議書だとか覚書は永久保存だとかいろいろございます。しかし、通常の契約書、あるいはまたそういういわゆる許可証だとかというのは、文書管理規則からいくと保存期間は5年間であつたろうと思っております。そして、文書管理規則に恐らく書いてあると思うですが、その保存期間を過ぎたら速やかに廃棄しなさいということになっておりますね。それが15年のが残っているということは、逆になぜなのかということを私は言いたい。そういうふうに特別に町長は、これは特に重要だから10年間なら10年間保存しておりますよと言われるんならまたわかりますよ。だから、そこら辺をやはりしっかりと言うてもらわないといけない。

確かに、私のときもそういうことがあったかもしれない。それはそれで私も受けとめなきやいけないかもしれない。しかし、三浦町長は、要するに私が至らなかつたことを正すということで町長になられたんでしょう。ですから、過去のこととも、いろんなことをやはりそういうような形で調べられたんじゃないかなと思うし、調

べなくとも、その契約書が自分の目の前に来るわけですから、これはおかしいよということが気づかなきやいけない。気づけば過去のことはどうだったかと。こんな一般質問で私が言ったから見るんじやなくて、そのときに気づくべきだと思うんです。そして、前の町長時代にはこういうミスがあったけども、私はこれを改善しましたと、いい手柄になるじやないですか。だから、そういうことをなぜしなかったのかなと。

それと、22年はいわゆる事前審査したということになりますから、余り触れませんが、19年から21年はどういうミスがあるかというと、具体的に言いますと、本来なら年額で考えなきやいけない。それを1カ月幾らで、だから1,300万円近くで消費税を抜けば1,200何十万円がいわゆる月の契約額ですね。それのいわゆる期限が1年間ということになっていますから、それに12を掛けなきやいけないんですね。だから、1億5,000万円弱になります。ということは10万円の収入印紙を張らなきやいけない。それを要するに額だけを1,000万円超えていることだからということで2万円。だから、1千数百万円だったら2万円で結構なんです。それは単純ミスといえばミスなんですね。そのことを私が言っているんじゃない。

22年にちょっとだけ触れますけども、この際、触れざるを得ないけども、同じ月額が1千数百万円で200円の収入印紙が張ってあるんです。これも実際の対応をなしてないということを私が削除しました。しかし、これは余りにもひどいかなと。だから、そういうものがもう既に今度は、いわゆる決算のときには詳しく問いますけども、そういうことも含まれて私は言っているんですね。だから、19から21年度は、それは確かに解釈の相違ということで終わるかもしれない。しかし、税務署はそれじや済みませんよ。

私も自分の解釈が正しいかどうか、香椎税務署に行って担当に聞いてきたんですよ。「横山さん、あんたが言うとおりです。12をこれは掛けなきやいけない。本来、例えば1年間の契約できたときは1億5,000万円近くの額になる。それで収入印紙は決まるんですよ」と。これは国税ですから、それをそこまでは考えなくてやったときは、それでもペナルティが来ますからね。10万円だったら当然10万円に足らない8万円と、それと10万円の2倍の20万円は過怠税ということで納めなきやいけないと、そういうことになっているんです、何年さかのぼるかは別として。

ただ、この200円の収入印紙を見られたときに、香椎税務署の職員の方は、や

はり思わず笑われましたね。そういうことはね、笑われたって200円の収入印紙がどれくらいの範囲かぐらい知っていますよ。正確に言うと、1万円以上10万円以下です。これは額面月額1千数百万円に堂々と張られているんですよ。それも一回切りならまだわかるけど、3回張られていますからね、それがまかり通っていくということに私は非常に危惧するものがあると。

ですから、15年度があったら、ぜひ後で見せていただきたいなど、自分の反省を込めてですね。だから自分の至らないところの反省は反省しなけりやいけない。しかし、22年、これは決算のときに言いますけども、これはやはりちょっとひどいかなと。同じ担当がやっていてですよ、担当がかわってミスしたならわかる。しかし、その前年度も同じ担当でしょう。それでこういうミスが起こっているから、私はあえて一般質問に言っているわけですよ。

どっちみち香椎税務署は恐らく税務調査に入ると思うんです。年に一遍来ているでしょう。そのときに正されると思いますよ。彼らはやはり国税はきっちと納めてもらわないけないという考え方ですから、ですからこういうことはあえて。だからそういう税務署から言われる前に手を打つたらどうですかということで私は言っているんですよ、厳しい言い方をしたかもしれませんけども。

それと、そういうことで私が質問していることでお答えできないだとか言われますけど、これは大変なことですよ。トイレのことについても。答弁されないならされなくて結構ですけども、まず三浦町長になってバイオマストトイレをやられた。一番最初18年にやられたのが千手院のすぐ隣の御田原公衆トイレですね。あそこに行かれてごらんなさい。浄化槽の上はどうなっているのか。鉄板が敷いてあるだけですよ。だれでもすぐ移動できるんですよ。恐らくあれからいくと底が深いと思うんですね。もしそういうときに子どもでも落ちたら大変なことですよ。そういうのがもう何年も放置されている、そういうことでね。ふつうだったら鎖か何かで、要するに勝手にあけられないようにするのが当たり前なんですね。

それと、バイオマスというのは……

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） まず最初、町長が確認するということは、このまま質問を残すということですね、今の断定的な話ね。

○4番（横山久義君） そうです。

○議長（今泉正敏君） 町長、答弁をされますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 今、私が確認したことにつきまして、3点御報告いただきました。

電磁波の件につきましては将来どうなるかわからないから、今の時点で電磁波が脅威にさらされているということを表現を残したままでもいいんじゃないかと御認識の見解であろうかと思いますけれども、この部分は私どもは、これは一部の見解であるというふうに認識しておるところから、議長において、一般質問を最終精査される中で質問者とすり合わせをしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、手洗いの件につきまして、私が申し上げていますのは、その2年間そのまま放置されてあったというところは事実の認識と違いますよということでございますので、そこについては、それについても削除を願いたいということでございます。

それから、5年前の部分は残っているのはけしからんということで、速やかに廃棄すべきじゃないかということで、その後、とうとういろいろなお話がありました。それは私の確認のすりかえではなかろうかと思いますが、ここでその辺を議論している必要はなかろうかと思いますので、質問の趣旨に従って、その三つの点を私どものほうから確認した上で、与えられた時間の中で、それぞれの項目について答弁をしてまいりたいと思います。

議長、ということで、順番に私からやっていいでしょうか。

○議長（今泉正敏君） そうですね。

○町長（三浦 正君） よろしゅうございましょうか。

それではまず、篠栗幼稚園東側に建設予定の携帯基地局についてでございます。

まず質問は、条例の町の役割と責務についてであろうかと思いますが、町は、条例第4条第1項に基づきまして、事業者であるN T T ドコモに対しまして事業計画書の提出を求めました。平成23年6月7日に事業計画が提出されました。事業計画の内容といたしましては、本条例第2条第3項に記すものとなっております。

本条例に基づき事業者は、近隣住民を代表する区長のもとへ赴きまして、事業の計画を具体的にわかりやすく説明を行い、その後、近隣住民への周知の方法を打ち合わせしております。なお、近隣住民への周知の方法については、区長の御意見を最大限尊重するように業者に対して指導しております。今回の近隣住民への周知については、事業者及び区長との協議の結果、該当する各組合に対し、回覧により周知をすることとなりまして、6月上旬に位置図、説明文書及び事業者の問い合わせ

せ先を記載した案内文書で回覧がなされております。

回覧して 1 カ月経過後、事業者にこの件に関する問い合わせはなく、また事業者が直接、区長宅に赴き、問い合わせがなかったか確認しましたが、この件に関する問い合わせがないとの回答であったため、7 月下旬に工事を着工したものでございます。

条例第 5 条 5 項の中に、事業者の役割、責務として、計画地が保育園、幼稚園、小中学校、児童館、病院、介護施設から、また通学・通園部からなるべく離れた地点となるように努め、周辺環境に十分配慮するというふうにあります。

携帯電話中継基地局の申請及び許可については、基地局ごとの総務省管轄の総合通信局で行われております。本条例第 5 条第 5 項の記載は、事業者に対する努力義務を記載しているものでございます。今回の件につきましては、篠栗幼稚園の保護者より保護者を対象とした説明会開催の要望があり、8 月に対象者約 70 人に対して 30 名が参加された説明会が開催されております。が、篠栗幼稚園の保護者より再度、説明会の開催を要望され、その要望を受けて、事業者に説明会の開催の要請を行っております。今後とも、保護者、介護事業者及び携帯事業者に対し、できる限り調整を図りながら、よりよき方向に向かうよう努力していきたいと考えております。

私のほうからは、2 番目、3 番目の質問に対して、私が答弁したほうがよからうと思う分について、先に答弁をいたします。2 番目の御質問の印紙税法に違反した契約書と町のずさんなチェック体制ということでございます。

いろいろ後からの御質問等もありましたんで前後することもあるかと思いますが、横山議員の御承知のとおり、印紙税は、契約書、領収書、手形等、いわゆる課税文書を作成したときに、その作成者が納付の義務を負うことになっております。しかし、国や地方自治体等が作成した文書は非課税でございまして、町には印紙税を納める義務はございません。

御指摘の契約書につきましては、印紙税の納付義務者は契約相手方の業者であります、納付額の確認や指導のあり方につきましては、税務署にお尋ねしましたところ、町には印紙税額を確認する義務やそれについて指導する権限はないとのことでございました。これは印紙税に関する課税文書の種別や税額の計算方法が、時に専門的で難解となることがあるため、その指導は、あくまでも税務署の事務であるとの見解でございました。

しかしながら、納税についてわからないことがあれば税務署へ相談するよう助言

してほしいということでございます。今回の御指摘につきましては、町の事務として違法性はないにしても、業者に対して助言できる立場であったことを考えれば、配慮が足りなかつたということもできます。この点につきましては真摯に反省をし、今後の事務に生かしたいと考えているところでございます。

なお、今回指摘の一般廃棄物収集運搬業務の契約書につきましては、町が契約書を保存しております平成15年度、あるいはそれ以前から税額の解釈に誤りがあつたおそれもありますので、業者に対しては、税務署に相談してその指導を仰ぐよう助言したところでございます。それを受けまして業者は既に税務署に相談しており、税務署の指導のもと、適切に対処、対応するとの報告を受けております。

続きまして、3番目の手洗いに関する疑問点、私で答弁しておいたほうがよからうと思うところについて申し上げます。公衆トイレの維持管理についてでございます。

平成23年9月現在、観光用の公衆トイレは全部で29カ所ございます。これらのトイレの定期的な清掃及び消耗品の補充は、年間契約により篠栗町シルバー人材センター等に委託して実施しております。また、突発的な設備等の不具合に際しましては、職員が速やかに対応しているところでございます。

それから、鳴淵ダム公衆トイレ周辺の草刈りにつきましては、年間2回程度実施しておりますが、職員の巡回につきましても、不定期ではありますが、担当者等がその必要性を判断したときに、あるいは加えて産業観光課の職員が現場の機会に接したときに実施しておるところでございます。

カブトの森公園内のトイレ5カ所も産業観光課の管理と同様でございます。御指摘の男子トイレ小便器1基は、洗浄水のセンサーが時々ふぐあいを起こし、浄水せず臭気による苦情が寄せられたため、一時的に使用禁止にしているところであります。他の6基については支障なく利用いただいております。トイレ臭気の原因が別に判明し、改善しましたので、近日中にセンサーを改修する予定でございます。

次に、バイオマス方式の利点と採用した根拠について、お答えいたします。

バイオマストイレは汚泥の発生がほとんどなく、処理水の放流をしませんので、環境保全の面から、合併浄化槽に比べ優位であると判断いたしました。また、費用につきましても、初期整備費用は若干割高になりますが、合併浄化槽を使用した場合に義務づけられた法定検査の実施や定期的な汚泥のくみ取りが必要でないため、維持管理費用は割安になります。よって、耐用年数におけるトータルの費用といたしましては、バイオマストイレのほうが有利になる試算となりましたので、採用し

たところでございます。

次に、バイオマス方式で建設されたトイレのうち手洗いのないトイレにつきましてお答えいたします。

御指摘のトイレは峯尾公衆トイレでございまして、手洗い水が確保できない環境でございましたが、篠栗四国霊場や峯尾展望広場、ウォーキングロード等の観光主要施設の重要な位置にありながら公衆トイレがありませんでした。よって、町の方針として、手洗い水のかわりにウェットティッシュを常備することで対応させていただき、観光施設の充実のために建設したものでございます。

たまたま議員が行かれたときにウェットティッシュがなかったということでございますので、それについては早急に確認をして改善をいたします。

次に、5カ所の設計、監理費の算定についてお答えいたします。

設計委託料、工事監理委託料の積算につきましては、割り引いた上で計算しております。

次に、建設した公衆トイレのバイオマスマーカーすべてが同じなのは、町の指示によるものかということについてお答えいたします。

町は、メーカー指定は当然のことながらしておりません。受注者側からの施工承認申請により、その申請を審査した上でバイオマスマーカーを決定しております。ただ、期待する浄化能力を有するバイオマスシステムを取り扱う業者は国内に限られており、費用対効果を考慮して、町内実績のある業者となったものと考えられます。

最後に、5カ所のバイオマストイレの建設費及び坪単価の疑問についてお答えいたします。

5カ所の建設費につきましては、1,834万3,000円余から2,411万8,000円余で推移しておりますが、また坪単価につきましては、御指摘の坪単価約330万円の新平原公衆トイレのほか、約130万円から200万円で推移しております。

バイオマス設備の規模につきましては、1日の想定処理は150人から250人までとなっております。よって、新平原公衆トイレの坪単価に特化させて説明させていただきますと、想定処理数を150人としましたので、バイオマス設備の費用は、その他のトイレと同等である。そして、またそのバイオマス設備を建屋以外の地下に埋設している当該の公衆トイレと屋内に、いわゆる建築面積の中に入る建屋内におさめたトイレに比べて建築面積が少なかったことから、それを総額で割った

坪単価にすれば上がったわけでございまして、その建物それに大きな差があるわけではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君）　郡嶋教育長。

○教育長（郡嶋正弘君）　それでは、先ほどの篠栗幼稚園東側に建設予定の携帯電話基地局についてのまず1つ目でございます。建設情報の入手経過及びその後の行動についてお答えをしたいと思います。

まず、篠栗幼稚園園長より、中継基地局が隣接する介護施設の屋上に建設されることを聞きました。それを受け、建設課に事実確認を行い、園長に対し保護者説明会を実施するよう業者に依頼することを指示いたしました。その保護者説明会は8月8日に開かれております。

次に、8月9日に要望書が保護者一同として出されたことを建設課から聞いております。

また、8月22日に、保護者会会長ほか数名の方が、今回は保護者有志として、町長あての新たな要望書と建設中止を求める署名を持参されましたので、それを受け取るとともに、31日、町長と面会があったときも同席いたしまして、意見を聞いたところでございます。

次に、今回の中継基地建設にどのように向き合うのかというお尋ねでございます。基本は、当然のことながら、子どもたちに対し安全・安心できる環境の形成を大事にしていかなければいけないと考えております。現在問われている基地局の電磁波に対する安全性については、国の電波防護指針の基準に基づき建設されているものでございまして、アンテナも通話困難な場所と言われている上町、それから金出方面に向かっているということから、幼稚園への影響はその基準値を大きく下回っていると、このような説明を聞いております。

今後は、園児の保護者の御不安を少しでも取り除くことができますように、担当部局と連携して、業者に対し再度の説明会開催の要望等を行います。

また、必要に応じまして、篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例第4条第4項に基づき、電磁波の状態についての調査を九州総合通信局並びに事業者に依頼するなど行いまして、情報を小まめに提供していきながら、幼稚園における良好な生活環境の実現に努めていきたいと思います。

○議長（今泉正敏君）　次に、福原代表監査お願いします。

○代表監査委員（福原和男君）　それでは、横山議員の御質問にお答えします。

ただいま町長が答弁されたとおり、町としては確認義務や指導の権限はないとのことですが、議員が御指摘の事案を踏まえ、どのような監査手法を用いれば効率よく再発防止ができるかを十分検討し、実施してまいりたいと存じます。

○議長（今泉正敏君）　村瀬会計課長。

○会計課長（村瀬治邦君）　それでは、横山議員の御質問にお答えいたします。

今回の印紙税額が大幅に下回っていた印紙を張った契約書でございますが、印紙税額が大幅に下回ったことにこの契約自体が無効ということではなく、印紙税額が不足している状態であるということでございます。よって、法律上は問題なく有効なものであり、この契約書の契約内容により請求書が提出され、支出命令書を作成し、支払った公金は適法な会計事務により処理したものでございます。

また、印紙税額が大幅に下回っていた印紙を張った契約書でございますが、契約の証として業者側から提出されたものであり、町側から業者側に渡したものは、印紙税法に従い適正に作成いたしております。

今回の御指摘は、篠栗町財務規則第50条に、公金支出に当たっては他の法令に適合していることを確認することあるが、今回の件はその重要な手続を怠った結果発生した不祥事ではないかという御指摘でございますが、今、申しましたとおり、適法、適正に処理いたしております。

○議長（今泉正敏君）　4番、横山久義君。

○4番（横山久義君）　まず、議会事務局長、持ち時間はあと何分ありますか。

○事務局長（清原眞也君）　あと14分です。

○4番（横山久義君）　わかりました。

まず、中継基地の質問の再質問ですけども、この渡された答弁書の中に、近隣住民とは、建設予定地から半径200メートル以内の住民及び事業所の生活者をいいますというふうに書いてありますけども、条例にはそのような記載はないと思います。条例で近隣住民とは書いてあって、それはいわゆる供用範囲の住民を指すと。だから私もこの条例を見て、今回初めて見たんですけども、すごいことを書いてあるなと思いました。だから、供用範囲というのは、結構どこまでかななか限定しにくいと思うんですけども、少なくとも上町区全域、金出区全域、いわゆる東西にはその電磁波が来ないということでしょうけども、しかし、幼稚園はすぐ隣なんですよ。幾らそちらの方向に向けていますよといったって、電磁波というのはそういうもんじやないんじやないかなと思いますんで、それと、だからこの関係区長に知らせましたよということですけども、果たしてそういうことで近隣住民に知らせた

ということになるのかどうかです、こういう重要なことがありますね。だから、やっぱり周知徹底をすべきじゃないかなと、どういう方法かは別としてですね。

それと、結局、反対運動をされた方は、当然、町長のところにも教育長のところにも来られたと思うんですね。それで、町の説明で納得されているのかどうか、現時点です。納得されているんだったら、あえて私はここでこれ以上言う必要はないと思っています。ただ、納得されないで建設され、やはり親御さんは子どものことが心配ですから、幼稚園を別に移される可能性もあるということですね。そして、間違っても篠栗幼稚園に閑古鳥が鳴かないようにだけはやってもらいたいなと思います。

それから、いわゆる印紙税法のことですけども、確かに印紙税は契約書のうちの一通に張ればよかったと思うんですね。だから、それはいわゆる事業者の方方が張ります。しかし、張られた契約書はどこに保管してあります。町に保管しているんじゃないですか。そして、町はそれに関しては関与しませんよと。

例えば、税務署が事業者のところへ行ったって、幾らの印紙税が張ってあるか、それかコピーしたのがあるのかどうかわかりませんけど、それだったら町の方には印紙が張られている契約書を置く必要も何もない、要するにチェックも何もする必要がないんだから。そういう矛盾があるんじゃないかな。

それと、ほかの町もそういうふうにしているのかどうかですよ、問題は。だから、正すべきことはこの際、正していったらいいんじゃないかということで言っているんですから。それと、法的にもこれは違法行為ですから、それは法的にはきっちり対応しなきゃいけない。ほかに契約書にもそういうことがあるかもしれない。だから、やはりそこは遡って、税務署が遡るよりか町の方で対応したらどうかということを私は言っているわけですから、税務署の方にもお聞きになられたということですので、そこら辺は事業者の方が過怠税と言うんですけども、それを納められたというふうに理解をしてよろしいのかということですね。それを確認されたのかということです。

私も、税務署に行って教えてくれるかどうかわからないけども、その処理が終わりましたかということは聞きにいこうかと思います。

それから、トイレのことですけど、確かにバイオマストトイレ、まだこれは維持管理法が確立してないんですよ。しかし、イニシャルコスト、ランニングコストはこちらの方が安いと言われているけど、いろんな専門家に聞いたら、そういうことはありません。そんなに差はないよと。

というのは、処理した水を循環させるわけです。常に電気が要りますからね、そういうことも含めて、あるいはまたいろんな故障もたくさんあるんですよ、やはり。だから、そういうことも含めると、維持管理も同程度だと。

そして、合併浄化槽とバイオマストイレというのは、バイオマストイレのほうがいかにもエコのように思われるかもしれませんけども、合併浄化槽もバクテリアを使っているんですね。そして、3次処理をやって、それを循環することもできるわけですよ、合併浄化槽ですね。

それと、先ほど町長の答弁で、バイオマストイレを使って、結局、処理水を外に出してないということですね。そういう利点がありますよと。でも、そう言われるなら、御田原の公衆トイレを今度、私は設計図か何もいろいろと情報開示をせざるを得ないかなと思うんだけど、浄化槽からパイプが出ています。そして、それを確認すると、そこからかなりの水が流れていった痕跡が残っている。専門家にこの写真を見せてみると、こういうことはあり得ない。バイオマスというのは循環するわけだから、そこの処理水ですよ、それがきれいな処理水かどうかは別として、それが外に出るようなことはまずあり得ないということなんですよ。それが1点。

それと、峯尾トイレのことでの、いわゆるウェットティッシュは常に置くようにというように答弁されていますけども、私は今からでもお手洗いをつくるべきだと思います。タンクを置いて、そして手洗いのタンクですから大した大きさはないと思います。今、タンクは一つありますよ。500リットル。ですから、隣にその倍ぐらいのタンクを置いて、そしてそれを定期的に補充するというようなこともしているんじゃないかなと。そうすると、ウェットティッシュを使えって言ったって、なかなか怖いんですよ。要するに、湿っているから何が含まれ、だれかが悪さをしているかもわからない。そういう危険性があるから、自分が持っているものは使いましだけどね、その他大勢の方が使っているものを使えっていってもなかなか使われないんじゃないかなということがございます。

それから、こういうことは余り言いたくないけども、そこに行ったら、これがその男子トイレですよ、峯尾トイレですね。なぜこういうことが起こるのかです。いわゆるこの循環型のバイオマストイレは、いわゆる汚れの濃度ですけども、濃度基準になります。5 ppm以下に抑えなさいということになって設計されてやっているわけですよ。これは汚れはね、要するに処理水が汚れているということなんですね。しかも水が出ない。だから、私は4カ所しか今回は言えないからあれですけども、やはりそういう形で水が出ない。こういうような汚れが残っている。そ

いうものをやっぱり検討した場合に、このメーカーの製品が劣っているんじゃないかなという心配もします。それか保守点検が本当にされているのかどうか。保守点検がされれば、必ず担当課に報告書が出るわけですから、それによってここがちょっとおかしいですよだと、そういうことはあると思うんですよ。だから、観光でやっぱり生きていこうとするんだったら、観光に力を入れるんだったら、こういうトイレに町外の方が来られたらどう思うかということですね。だから、そういうこともやはり考えてやってもらいたいなと思います。

ですから、トイレに関しては多くを聞いても仕方がないから、要するに循環型と言われるけれども、御田原のトイレは、今、急に言ってもそこまで確認されてないなら後で確認されても結構です。そういう答弁でも結構ですから、なぜパイプが外に出ているのか。パイプが外に出て処理水を出しておったら、保健所の許可が要りますからね。たしか多々良川水系は10 ppm以下に抑えなさいというようなことになりますから、そういう別の問題が出てくると思うんですよ。だから、そういうので一つ一つピシッとやっていかないと、ただトイレをつくればいいという問題じゃないと思う。だから、そこで答弁できるものについては答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 先にお諮りしておきます。

12時15分で一応午前中の時間は終わりますけども、最後までやりますので、その点よろしくお願ひいたします。

まずは、近隣住民への周知徹底が悪かったんではないかということが一ついいですか。

○4番（横山久義君） いわゆる半径200メートルというふうなことが書いてありますから、それが供用範囲ということで何か説明を受けてのことなのかどうか。

200メートルだったら、あそこから金出は飛びませんよ。バイパスを通して田んぼを通り越えていかなきやいけないんですから。だから、その矛盾があるから聞いているんです。その200メートルというのは何なのか。

○議長（今泉正敏君） 建設課長が答弁は。

○建設課長（藤博文君） 建設予定地の半径200メートル以内というのは、運用基準のほうで200メートルというふうに決まっているんです。一般的に、大体高さの3倍ぐらいが供用範囲になっていますけど、うちの場合は200メートルというふうにちょっと拡大延長を広くして200メートルというふうに決まっているんです。

○議長（今泉正敏君） 運用規程に載っている部分が200メートルということが規定されているということですか。

○建設課長（藤博文君） はい、そうです。

○議長（今泉正敏君） それと、中止要望者に対して納得されているかどうかの確認は、三浦町長。

○町長（三浦正君） 先ほど教育長からも説明しましたとおり、8月31日に保護者、それから子どもを電磁波から守る会の方々が役場におこしになられまして、具体的に私が、その件について理解しているのか、承知しているのかという点の確認を受けて、それについて私のほうは理解しているということを申し上げたわけで、それで役場のほうの説明をして、皆さんお理解して納得していただいて帰っていただいているという状況ではございません。その過程でございます。

○議長（今泉正敏君） 先ほど業者の分は町長答弁はありましたよね。先ほど言われたでしょう。税務署に納められたんですかね。

○町長（三浦正君） 納められるという意思を確認していると。福祉環境課長が申し上げます。

○議長（今泉正敏君） 福祉環境課長。

○福祉環境課長（小南満代君） 担当課のほうから御説明いたします。

一応、業者のほうに、税務署のほうに出向いていただいて処理対策をお願いいたしました。

その結果、21年度、22年度で追徴という形で納税をされるという御報告を受けております。

○議長（今泉正敏君） トイレの件は、産業観光課長。

○産業観光課長（三明祐治君） 再質問についてお答えいたします。

まず、峯尾公衆トイレの手洗い水の件の検討の件ですが、井戸水による供給についての計画をいたしました。検討ですね。井戸水は、以前過去に20メートルほど掘削した例がございましたところの話で、全く水が出なかったという業者さんからの情報に接しております。

それから、計画地一帯の地質は变成岩類で亀裂が少なく、水脈がないということですね。それで過去に20メートル掘ったけども、水が出なかったと。

それから、GLから1メートルずつ掘っていくごとに大体2万円ぐらいの費用がかかるそうなんで、40メートル掘削する必要があるというような、最低でもですね、80万円という見積もりが出ました。

それから、揚水量、これは1分間当たり10リットル以上ないとポンプに支障があるというような話も確認をしております。

それで、導入後においても水質検査をする等々のいろんな条件がありましたから、井戸水はまず断念をいたしました。

それから、雨水利用システム、これにつきましては、降雨量に左右されること、それから手洗い水を前提とすると、病原菌の進入などを要求される水質を確保するために分離処理、ろ過処理、減菌処理などが必要になります。そして、散水用の雨水利用システムが50万円から200万円と費用が割合安価に比べまして、その手洗い水用は500万円から600万円を要します。そういうことで、コストの面から断念をいたしました。それで最終的には、ウェットティッシュでということでさせていただいているところです。

ただ、今後も手洗い水等々については、理想の形とは私どものほうも思っておりませんから、検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、それ以外の維持管理については、御田原のパイプも含めて現場を確認した上でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（今泉正敏君） 町長。

○町長（三浦 正君） 今、産業観光課長が申し上げましたが、議員の御指摘のとおり、環境を大事にする上でのバイオマストイレの設置をしているわけで、やや汚いじゃないかと。具体的に言えば汚いよという御指摘でございます。それについては、できるだけきれいに、そして実際、くみ取り式のところからかえているところは非常に喜んでいただいておりますので、それを維持していくようにやっていきたいと思いますし、今後も観光地域のトイレについては、継続的に建設も進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 横山久義君。

○4番（横山久義君） まず、中継基地ですけど、いわゆる町の方針としては、この工事は基本的には是認する方向でいくということで理解しとつていいんですかね。

二つ目の、いわゆる印紙の関係ですけども、代表監査委員もそうですが、結局、印紙に関しては監査の対象じゃないというふうに理解していいのかどうかですね。いわゆる会計管理者も、それは業務の中に入っていませんよということですかね。それだったら契約書にわざわざ印紙を張っておこうだとか言わんだって、業者が自分で張って、それが悪けりや、税務署から過怠税をとられるというようなことにな

るんじゃないかなと。何のために町があるのかということですよ。だから私はそうじゃないと思います。やっぱり職務の中に入っていると思うんです。他の法令に適合しているかどうかをチェックすることになっているわけですから、私はそんな話は聞いたことがない。だから、どこの法律を解釈したらそうなるのかわかりませんけども、それだったら町がやっている。だから担当によって印紙の額が違うとやかましい突っ返す職員もおるわけですから、突っ返す必要も何もないわけですよ。印紙が張ってなくても、結局、何も言う権限がないということにもなりますから、そこらはやっぱりよく考えられて答弁をされたほうがいいと思います。

だから私は、町には全くチェックはする必要はないというふうに答弁されたというふうに私は理解しておりますから、それでいいですかということですね。

それから、産業観光課長、トイレのことですが、峯尾のトイレのことをいろいろ、多分あそこは水が出ないだろうということは私もわかっています。それをいろんな別の方法でやるとお金がかかるよと。だから、タンクという方法もあるじゃないかということですね。だから、タンクの水道水を持っていって、1週間に一遍持っていくのか、2週間に一遍かそれはわかりませんけども、タンクの大きさによって違うし、そのタンクの中も殺菌もしなけりゃいけない。それならばどうなるかというのはまたちょっと別ですけども、やっぱりそういうことを検討して、できるだけ安い、それが一番いい方法だと思う、今となってはね。そうせんと、あそこのトイレは、今、行かれたらいいけども、中にはもう枯れ葉が舞い込んでいますよ。水は出ない。だから、そういうところに町外から人が来られてどういう気持ちで帰られるかということですね。だからそういうことも考えて、根本から考えて、もちろん費用対効果がありますから、そこらも含めて、つくったトイレは仕方がない、壊すわけにいかないから。だから改善策を、やっぱり答弁は要りませんから、そこは真剣に考えてもらいたいなというふうに思っています。

ですから、一つ目の町は中継基地を、聞けば是認する方向でいっているよう私は受けますんで、そこをはっきりとしてもらいたい。

それと、2番目は、私は、だから町あるいはまた監査委員というのは、印紙に関してはノータッチなんですよというふうに理解してよろしいか。それはもう町長が代表して答弁されたらいいと思います。それは確認ですね。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） まず、町長。

○町長（三浦 正君） 基地局の件につきましては、私どもは条例にのっとって、そ

れから運用規則にのっとった運用をさせていただくということでございます。

それから、印紙の件につきましては、議員から御指摘がありましたように、やはり担当課も勉強して、指摘することは指摘していかないかんのじやないかというところは、その辺は踏まえまして、私どもも行政指導がちゃんとできるような対応をしていくべく勉強をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 福原監査委員。

○代表監査委員（福原和男君） 印紙税を所管しております税務署の解釈ですから、これには従わなければならない。ただ、このような事案のとき、印紙税額は数年間幅があったというのは決していい状態ではないと、そういうように理解しています。

先ほど町長も答弁されましたけど、町は助言ができるわけですね。だから、指導はできなくても助言はできる。だから、これを生かして助言していくことは、これは片方でやはり住民サービスということがあります。と申しますのは、この印紙税の間違いは過怠税3倍になっていきます。だから、こういうようなことがないよう助言していく。

どうも役場の職員がこうだというのは税務署がだめだと言っているので、税務署に相談しなさいと、こういうようなことを言っているようですので、そのようにやって、こういうのを解決していくことはいいことだろうと。

監査委員としても、税額等に疑問があればそういうふうにしてほしいということを求めていきたいというふうに考えています。

○議長（今泉正敏君） 監査対象に含んで考えているということでおろしいですか、今の。監査対象に入っているという考え方でおろしいですか。

済みません、今、議長は間違って発言しようかもしれんとですが、監査対象にはならないということですか。

○代表監査委員（福原和男君） 入っています。

○議長（今泉正敏君） 入っているということでおろしいですか。

○代表監査委員（福原和男君） ただ、税務署のいわゆる見解というのは、これは尊重せないかんでしょう。だから、その範囲内で考えていく。だから、今、僕が言ったように住民サービスというのは、やはり行政にはあります。やっぱりそういうものからいけば、いわゆる税務署が言っているばかりにはちょっとぐあいが悪いなどということです。

○議長（今泉正敏君） じゃあ質問が終わりましたので、これをもちまして本日の日

程はすべて終了いたしましたので、散会といたします。

散会 午後 0 時 28 分